

奈良県におけるDVの現状

1. 相談件数の推移

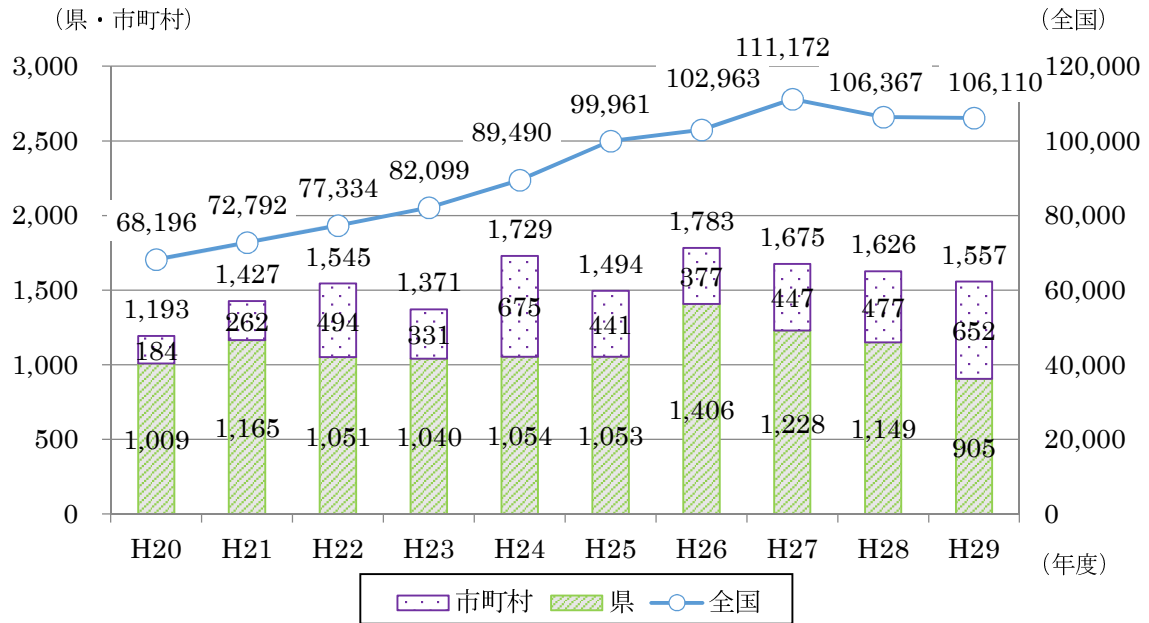


図 1 相談件数の推移 (全国・県・市町村)

- ・ 奈良県のDVに関する相談件数は減少傾向であり、平成 29 年度は 1,557 件であった。また、市町村の占める割合が増加し、41.9%となった。
- ・ 全国的には前年とほぼ同様の状況にあり、平成 29 年度は 106,110 件となっている。

2. 奈良県の相談機関における相談件数の内訳

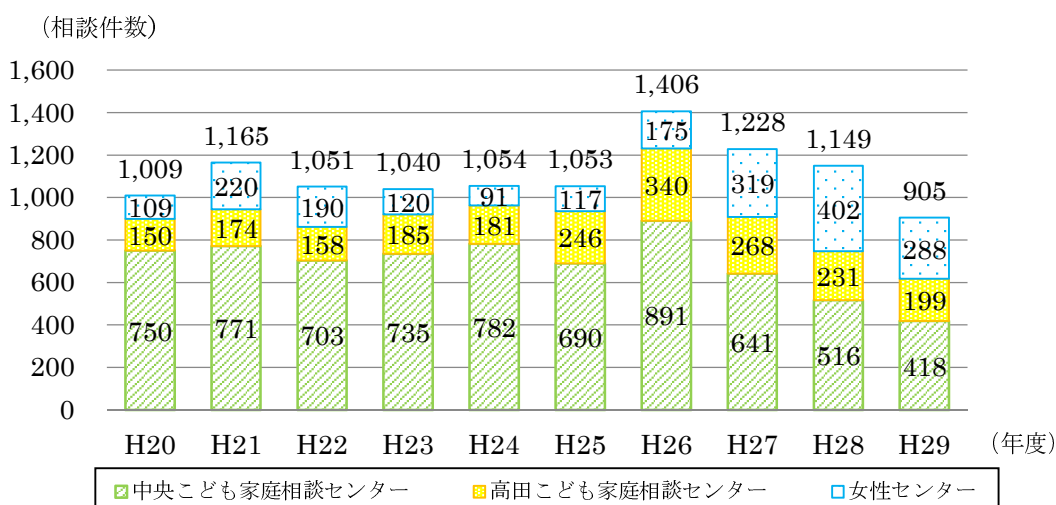


図 2 奈良県の相談件数の内訳

- ・ 奈良県におけるDVに関する相談件数は、平成26年度の1,406件をピークに減少傾向であり、平成29年度は905件であった。
- ・ 各相談機関の占める割合は前年とほぼ同様の状況にあり、平成29年度は中央こども家庭相談センターが46.2%、高田こども家庭相談センターが22.0%、女性センターが31.8%となっている。

3. 奈良県警察における相談等件数の推移

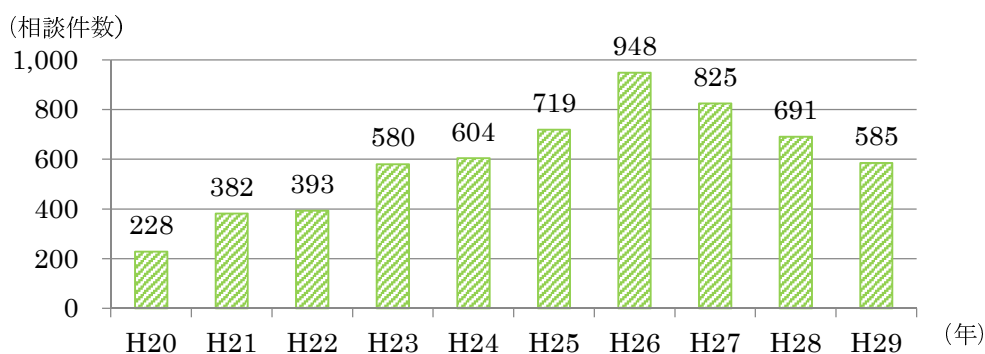


図 3 配偶者からの暴力事案等の相談等件数

- ・ 平成29年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、585件（前年比▲106件）と減少したものの、高水準で推移している。
- ・ 平成20年と比較すると、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、約2.6倍に増加している。

4. 加害者の内訳

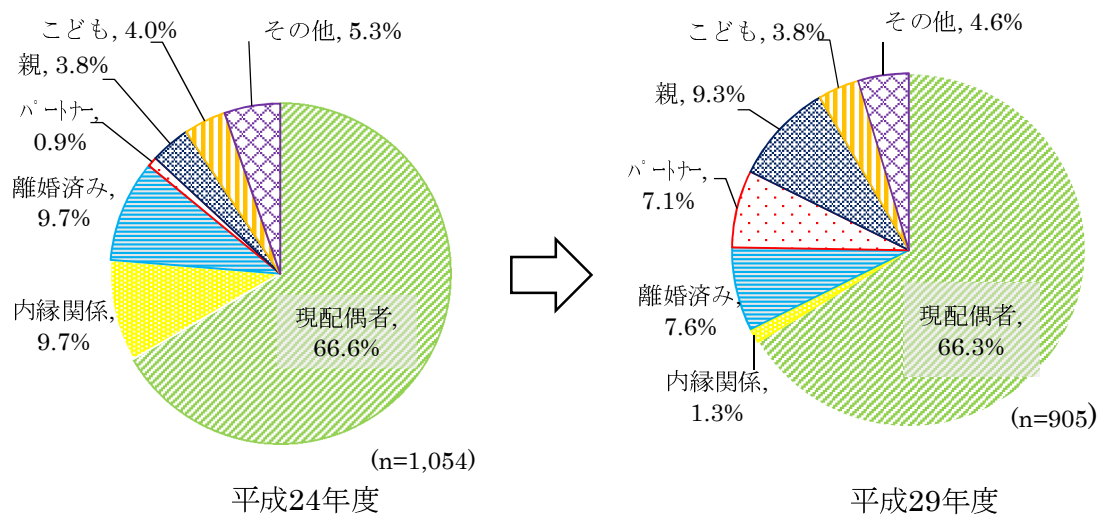


図4 加害者の内訳

- ・ 平成24年度、平成29年度のどちらも、「現配偶者」が最も多い。
- ・ 平成24年度と平成29年度を比較すると、「内縁関係」等の割合が減少し、「パートナー」、「親」の割合が増加している。

(参考：分類内訳)

分類	解説	他分類との相違点
1 現配偶者	法律婚状態にある配偶者	
2 内縁関係	事実婚状態にある配偶者 届出不明	
3 離婚済み	離婚済み（事実婚解消済み） 婚姻関係中から暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けているケース	婚姻関係中は暴力がなく、離婚を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される（この二つの分類は行為態様による）
4 パートナー	【交際相手（同居）】 生活の本拠を共にする交際相手	事実婚との違いは、本人の婚姻の意思
	【元交際相手（同居）】 交際中から暴力を受け、関係終了後も引き続き暴力を受けているケース	交際関係中は暴力がなく、交際関係終了を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される（この二つの分類は行為態様による）
	生活の本拠を共にしていない、交際相手一般、交際中に限る	元交際相手（同居を除く）からの暴力はストーカー、その他の暴力へ分類
5 親	親からの暴力	
6 子ども	子からの暴力	
7 その他	知人・友人等からの暴力	

5. 被害者の年齢

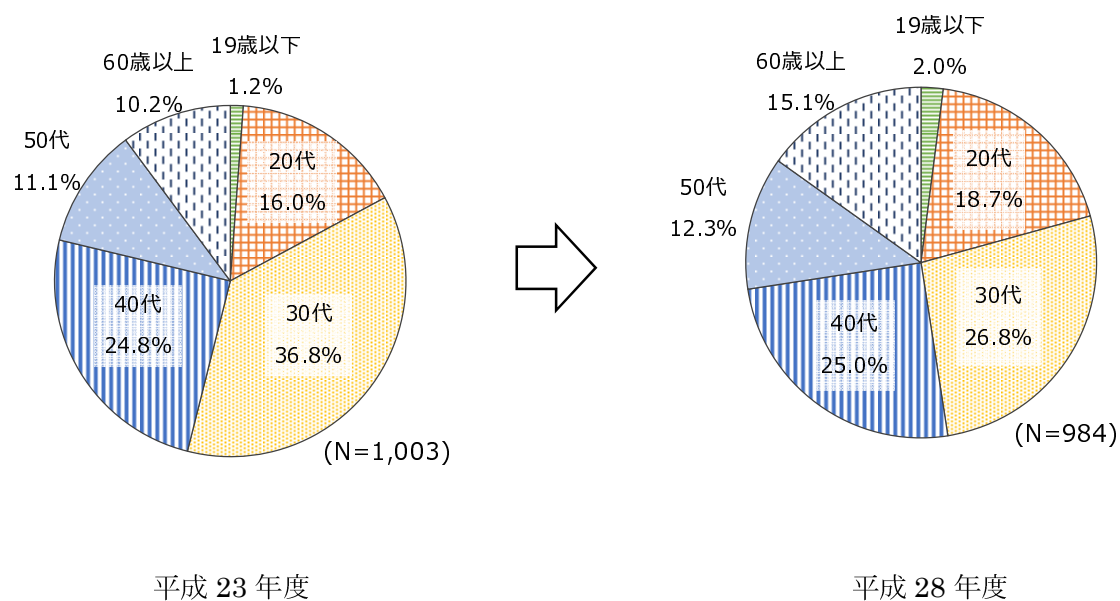


図 1 被害者の年齢構成割合

- ・ 平成 23 年度、平成 28 年度のどちらも、「30代」が最も多く、3 割前後である。
- ・ 平成 23 年度と平成 28 年度を比較すると「40代」以上が増加しており、特に「60歳以上」が増加している。

6. 一時保護の推移

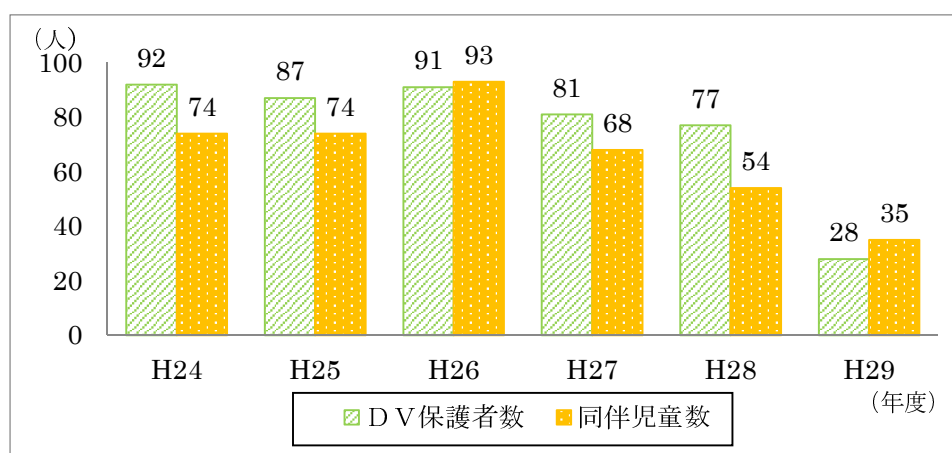


図 6 暴力による一時保護者の推移

- ・ 暴力による一時保護者は、平成 26 年度から減少傾向であり、平成 29 年度は 28 人である。
- ・ また、「同伴児童数」も減少しており、平成 29 年度は 35 人であった。

7. 一時保護の受付経路

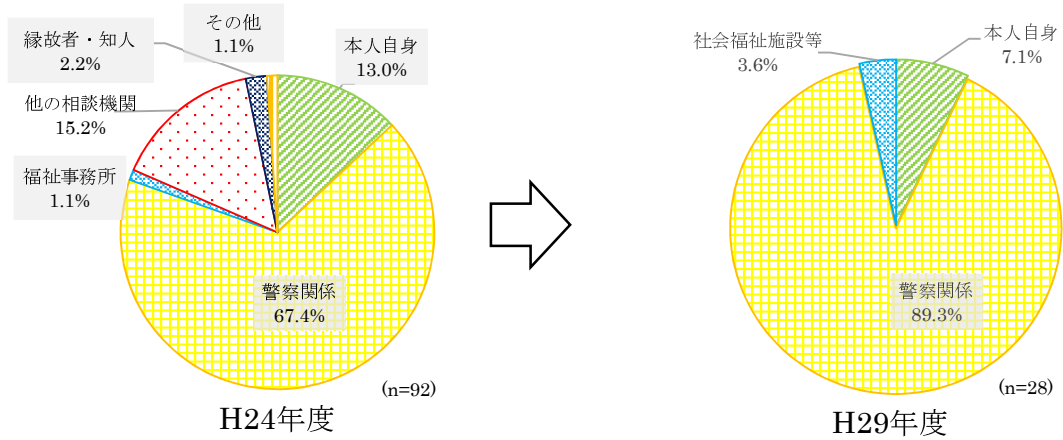


図 7 暴力による一時保護の受付経路

- ・ 平成 24 年度、平成 29 年度のどちらも、「警察関係」が最も多く、半数以上を占めている。
- ・ 平成 24 年度と平成 29 年度を比較すると「他の相談機関」等が減少し、「警察関係」が 21.9%増加している。

8. 一時保護後の状況

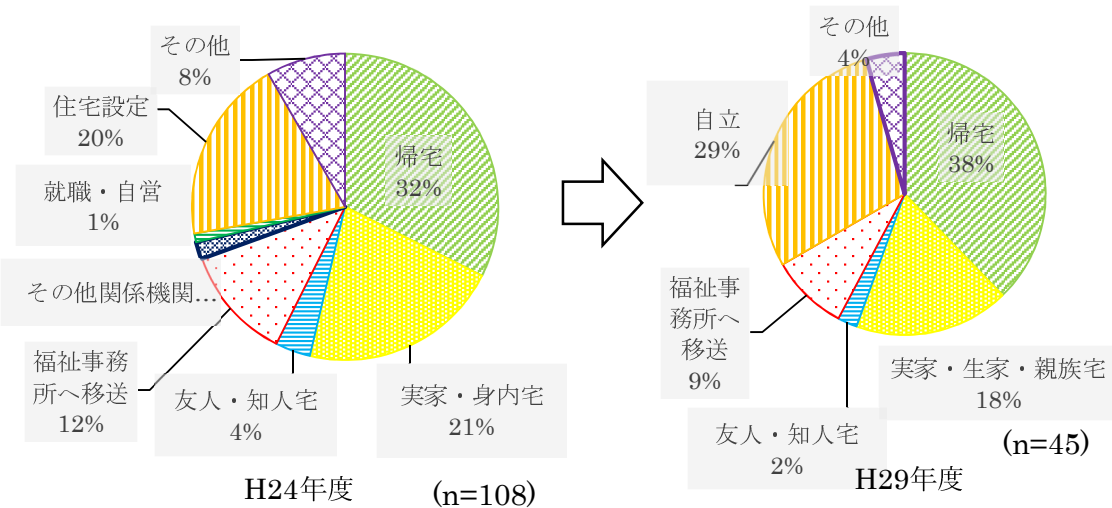


図 8 暴力による一時保護後の状況

- ・ 平成 24 年度、平成 29 年度のどちらも、「帰宅」が最も多く、3 割以上を占めている。
- ・ 平成 24 年度と平成 29 年度の内訳は類似しており、「帰宅」や「実家・身内宅（実家・生家・親族宅）」が多い傾向にある。